

議案第 6 0 号

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 1 0 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例

墨田区営住宅条例（平成 9 年墨田区条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「以下」の次に「この条において」を加え、同項第 4 号中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同号ウ中「に定める金額」を削り、同条第 3 項第 5 号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 6 号）附則第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付」を加え、同項第 8 号中「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、「ア又はイ」を「次」に改め、同号ア中「第 3 条第 3 項第 3 号」及び「第 5 条」の次に「（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第 1 0 条第 1 項」の次に「（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第 7 条第 3 項中「災害の」を「災害が」に改める。

第 1 5 条第 2 項中「の費用」を「に掲げる費用」に改める。

第 2 7 条第 2 項及び第 6 項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第 3 1 条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第 3 項中「第 1 項の」の次に「規定による」を加え、同条第 4 項中「各号の」を「各号に掲げる」に改

める。

第 3 5 条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第 4 3 条第 1 項中「の各号」を削り、同条第 2 項中「規定する」を「定める」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 3 項第 5 号の改正規定は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

東京都営住宅条例の一部改正を踏まえ単身者に係る入居資格の範囲を拡大するほか、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正により同法の題名が改められることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。